

ヤングケアラーへの支援を充実します

～学校と地域、区の関係機関などが連携して取組を進めます～

ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに合わない重い責任や負担を負うことで、子供本人の育ちや教育に影響が出る可能性があります。子供の心身の健やかな成長のためにヤングケアラーの早期発見・支援につなげる取組が必要です。

(1) ヤングケアラーとは？

本来大人が担うと想定される家事や家族の世話などを日常的に行っている子供のことを言います。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目の離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

厚生労働省のホームページから転載しています

(2) ヤングケアラーへの支援とは

子供の気持ちを大切にしながら、話を聞いたり、見守ったり、子供が家庭で担っている負担が軽くなるように公的サービスにつなぐなど、学校と地域、区の関係機関などが連携して一人ひとりに応じた支援を行います。

地域で心配な子供を見つけたら・・・
子ども家庭支援センターへご連絡ください。
電話：3993-8155

(3) ヤングケアラー支援の取組

日常の学校生活や児童生徒へのアンケート調査(年3回)などによりヤングケアラーの可能性のある子供を発見します。

学校は、学校教育支援センターや子ども家庭支援センターなど子供に関わる区の支援機関につなぎます。

学校から連絡を受けると、スクールソーシャルワーカーや子ども家庭支援センターの相談員は、保護者や子供の話をお聞きします。

家庭の状況に応じて、家庭を訪問したり、学校と地域、区の関係機関などと連携して、子供の家庭での負担が軽くなるように公的サービスの利用につなぐなど、子供の気持ちに寄り添い支援します。

【問合せ】学校教育支援センター 支援調整係(電話6385-9911)